

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―七―二二

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第一条の四関係）		別表（第一条の四関係）	
職員の属する組織の区分	支給定日	職員の属する組織の区分	支給定日
（略）	十六日	（略）	十六日

消費者庁

こども家庭庁

(略)

(略)

(略)

消費者庁

(略)

(略)

(略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。